

東都医保発第 523 号  
(地区第 331 号)  
令和 2 年 5 月 13 日

地区医師会長 殿

公益社団法人  
東京都医師会  
会長 尾崎 治 夫



### 新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の対応について (その 3)

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の対応につきましては、令和 2 年 4 月 20 日付東都医保発第 258 号 (地区第 163 号) ならびに令和 2 年 4 月 23 日付け東都医保発第 304 号 (地区第 190 号) にてお知らせしたところですが、このたび、5 月以降の審査の取扱いについて、日本医師会ならびに東京都国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金東京支部より別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

**Stay home, Stay positive, Stay active**

おうちで過ごしましょう。前向きに、活動的に！



蛸川 有紀「Androgynous-いつも一緒に」

公益社団法人 東京都医師会

(公社)東京都医師会 医療保険課 副島、近藤  
TEL : 03-3294-8821 FAX : 03-3292-7097

(保 38)

令和2年4月30日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の対応について  
(その3)

新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の対応につきましては、令和2年4月14日付け(保18)、4月23日付け(保27)にてご連絡申し上げたところであります。

現在、レセプトの審査につきまして、支払基金と国保連合会で対応が異なる地域がありますことから、日本医師会では厚生労働省、支払基金本部、国保中央会と協議いたしました。

その結果、5月以降の審査につきまして、支払基金と国保連合会でできる限り統一した取扱いとなるよう都道府県医師会、支払基金支部、国保連合会で事前相談の上決めていくことといたしました。

今後、両組織で調整の上、都道府県医師会に相談するよう調整いたしましたので、ご対応を検討いただければ幸いです。何か問題が生じましたら、日本医師会にご一報いただきますようお願いいたします。

重要性分類Ⅱ  
事務連絡  
令和2年5月7日

東京都医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金東京支部

緊急事態宣言の延長に対する令和2年5月の  
支払基金東京支部の業務処理について

令和2年5月4日、政府は緊急事態宣言を5月末日まで延長しました。この決定に伴う診療（調剤）報酬請求書（以下「レセプト」という。）の5月審査分に係る支払基金東京支部の対応については下記のとおりとします。

#### 記

#### 1 審査委員会

##### (1) 原審査

審査委員長一任で審査決定します。

##### (2) 再審査

4月の再審査の受付は保留しました。5月以降は未定です。

#### 2 業務処理

##### (1) 電子レセプト

電子レセプトについては、算定ルール<sup>※</sup>に係る審査事務のみを行い、保険者等へ請求し、医療機関等へ支払います。

※ 算定ルールのうち新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いとして認められるものを除く。

##### (2) 紙レセプト

###### ア 電子レセプト請求医療機関等の返戻再請求分等

処理を保留し、事態が収束後処理します。したがって、4月及び5月提出分が保留となります。

###### イ オンライン請求等が免除されている医療機関等

令和2年4月と同様に概算支払又は確定支払とする予定です。

##### (3) 特別審査委員会対象レセプト

電子レセプト及び紙レセプトについては、審査を保留のうえ、保険者等へ請求し、医療機関等へ支払います。なお、特別審査委員会については、事態が収束後開催し審査を行います。

3 医療機関等への周知

4月審査分の取扱いは、医療機関等への返戻等の発送に併せて文書連絡しました。5月審査分も同様な文書連絡を予定しています。

4 6月審査分以降の対応

未定です。

東国保連発第333号  
令和2年5月8日

診療報酬審査委員 各位

東京都国民健康保険団体連合会  
国民健康保険診療報酬審査委員会  
会 長 櫻 田 春 水

令和2年5月の診療報酬審査委員会について

平素、本審査委員会の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年4月7日に発令した緊急事態宣言について、令和2年5月31日まで延長することを決定しました。

これを受け、本審査委員会の委嘱元である東京都と協議を行った結果、臨床に従事する医師等が審査に従事することによる感染リスクの増大を回避するため、先月と同様に令和2年5月の診療報酬審査委員会に係る全ての参集を見送り、審査委員会会長の一任により審査決定をすることといたしました。

各審査委員の皆さまにおかれましては、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の本審査委員会の開催につきましては、改めて文書で通知いたしますことを申し添えます。

【問い合わせ先】

東京都国民健康保険団体連合会

審査第1部

審査課 及川 TEL 03-6238-0251

歯科審査担当 山浦 TEL 03-6238-0256